入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。 令和3 年 2 月 12 日

> 事業実施主体 株式会社 農業総合研究 代表取締役 堀内

1. 競争入札に付する事項

(1) 事業主体:株式会社農業総合研究所

(2) 補助事業名:令和2年度 食料産業・6次産業化交付金のうち食品産業の

輸出向けHACCP等対応施設整備事業

(3) 工 事 名:多品目選果機導入工事

(4) 工 事 場 所:和歌山県紀の川市西脇581-1

(5) 工 事 概 要:柑橘類、柿、桃選果機一式導入工事

A. 柑橘類用選果機

処理能力: 3,240 個/h・条

規格・形式: PK 式

B. 柿、桃、柑橘類用選果機

処理能力:5,400個/h・条

規格・形式:パケット式

(6) 工 期:着 工:契約締結日

完 成:令和3年3月28日 引渡し:令和3年3月28日

(7) 工事請負契約:株式会社農業総合研究所と合意の書式により契約すること。

2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 経常利益が直近3ヵ年連続で赤字でないこと。
- (3) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、行政等から工事請負契約に 係る指名停止を受けていないこと。
- (4) 破産法 (平成 16 年法律第 75 号) に基づく破産の申し立て、会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づく更生手続開始の申し立て、民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (5) 建設業法第3条第1項の規定により、建設業の許可を受けた者であること。
- (6) 直近年度の「経営規模等評価結果通知書及び総合評価評定通知書」の「機械器具設置」 総合評点 P が 1000 点以上であること。
- (7) 建設業法第26条による技術者(主任技術者)を施工現場に専任できること。

- (8) 過去5年以内に、対象工事と同種工事の元請施工プラント導入実績又は、同種施設のシステム更新事業の実績が1件以上あること。
- (9) アフター体制の整った本社又は営業所があり、迅速なアフターサービスがとれること。
- (10)上記(1)~(9)の条件を満たしていても基本設計書等の条件を満たしていない時また提出を求めた書類等について提出がない場合には競争参加資格はないものとする。

3. 入札手続等

(1) 担当窓口(施工管理)

名 称:株式会社 農業総合研究所

住 所:和歌山県和歌山市黒田 99 番地 12

電 話: TEL 073-497-7077 FAX 073-497-7013

担 当:中本 雄二

(2) 入札公告期間

ア. 期 間:令和3年2月12日(金)~令和3年2月26日(金) (土・日・祝祭日を除く。9時から17時まで。)

(3) 現場説明会の日時

ア. 日 時:令和3年3月1日(月) 13時30分~

イ. 場 所:株式会社 農業総合研究所 集荷場

(住所:和歌山県紀の川市西脇 581-1)

(4) 入札及び開札の日時及び場所ならびに入札書(見積書)の提出方法

ア. 日 時:令和3年3月3日(水) 13時30分~16時00分

イ. 場 所:株式会社 農業総合研究所

(住所:和歌山県和歌山市黒田 99 番地 12)

ウ. 方 法:上記場所に持参のこと。また、別紙 「契約に係る指名停止等に関する申立書」 を入札書と合わせて提出すること。

4. 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の行なった入札、申請書または資料に虚偽の記載をした者、入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

5. 落札者の決定方法

予定価額の制限の範囲内で最低の価額をもって有効な入札を行なった者を落札者とする。 ただし、落札者となるべき者の入札価額によっては、その者により当該契約の内容に適合 した履行がなされないおそれがあると認められるとき、または、その者と契約を締結するこ とが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められる時 は、予定価額の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札 した者を落札者とする場合がある。

6. 苦情申立て

本手続きにおける競争参加資格の確認その他の手続きに関し、株式会社農業総合研究所に対し苦情申立てを行なうことができる。

7. その他

見積業務に発生する費用負担は各社にて負担する。

以上